

「公の施設に係る受益と負担のあり方について」（素案）に対する
市民意見の募集について（意見募集要領）

施設の老朽化が進むにつれ、今後も維持管理コストの増加が見込まれる中、受益と負担の視点に基づいた利用料金の見直しは欠かせないものと考えています。

本市における公の施設の維持管理運営費（年平均で約 140 億円）については、その 8 割以上を施設を利用しない人も含めた市民からの市税収入等で賄っており、利用する人と利用しない人の負担の公平性の確保が課題となっています。

そこで、使用料の算定基準や減免制度のあり方について統一的に見直しを行うことを目的とした「公の施設に係る受益と負担のあり方について」（素案）を策定することになりましたので、市民の皆様のご意見を募集します。

※いただいたご意見に対する個別の回答はいたしかねますので、ご了承ください。

意見募集要領

1 意見募集期間

平成 29 年 8 月 17 日（木）から平成 29 年 9 月 15 日（金）まで

2 閲覧・配布場所

企画調整局 都市マネジメント政策課（市役所本庁舎 3 階）

市民文化スポーツ局 広聴課（市役所本庁舎 1 階）

各区役所総務企画課、各出張所、各市民センター

市ホームページ <http://www.city.kitakyushu.lg.jp/>

3 意見の提出方法

住所、氏名を記入のうえ、次のいずれかの方法で提出してください。

(1) 電子メール：kikaku-toshimanagement@city.kitakyushu.lg.jp

(2) 郵 送：〒803-8501 北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
企画調整局 都市マネジメント政策課

(3) ファックス：093-582-2176 企画調整局 都市マネジメント政策課

(4) 指定場所への持参：

- 企画調整局 都市マネジメント政策課（市役所本庁舎 3 階）
- 市民文化スポーツ局 広聴課（市役所本庁舎 1 階）
- 各区役所総務企画課

※ 出張所及び市民センターでは受け付けておりません。

※ 受付時間は、平日の 8:30～17:00 です。土日・祝日は受け付けておりません。

※ 提出いただくご意見は、日本語に限ります。

4 意見提出様式

様式は自由です。裏面の様式を参考にしてください。

5 問合せ先

企画調整局 都市マネジメント政策課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

電話：093-582-2076、ファックス：093-582-2176

電子メールアドレス：kikaku-toshimanagement@city.kitakyushu.lg.jp